

質問（16条関連）

16条において、曲げ降伏しない、全て通し配筋である、荒川式によるせん断の安全性の検討を行った場合に、付着の安全性の検討は省略して良い旨記載がなされました。2007年版のICBAのQ&Aでは、「曲げ降伏しない」という条件は付与されていません。この条件を付与した理由をお聞きしたいです。

（有限会社スパン設計 結束 光）

回答

部材が曲げ降伏後に繰返し変形を受ける場合、部材端では一度引張降伏した鉄筋が圧縮を受け、曲げせん断ひび割れが拡幅するなど、部材の塑性化の進行が付着性状に大きく影響します。したがって、荒川式によるせん断の安全性の検討では、曲げ降伏後の付着割裂破壊を防止することはできません。